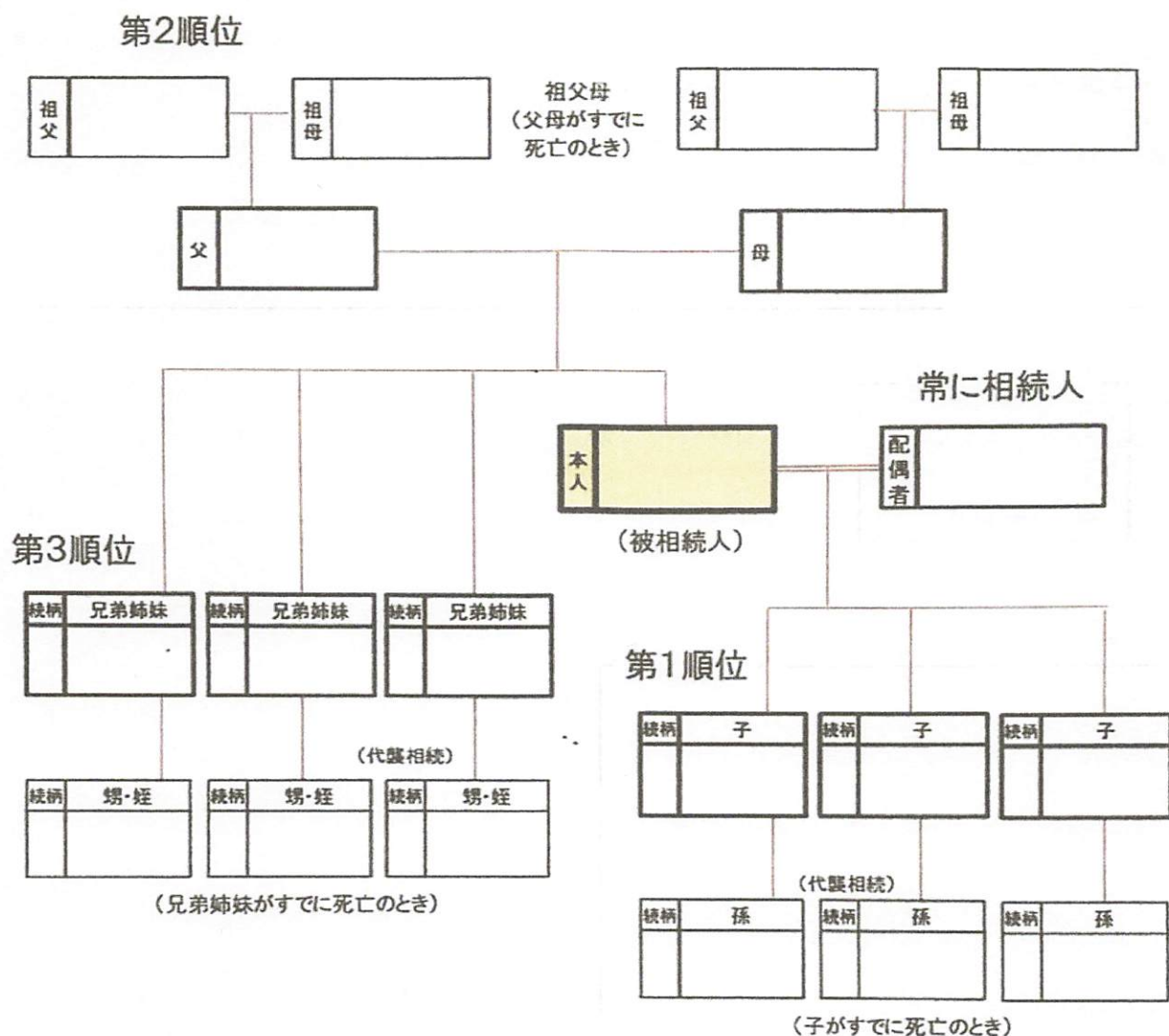


## 【相続人関係図】の例



### 【相続人の範囲】

- 配偶者は常に相続人になります。
- 下記の方が以下の優先順位で配偶者とともに相続人になります。
  - 第1順位 … 「子」 (子が死亡している場合は孫が代襲相続人となります)
  - 第2順位 … 「父母」 (第1順位の相続人がいない場合)  
(父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば祖父母)
  - 第3順位 … 「兄弟姉妹」 (第1順位・第2順位の相続人ともにいない場合)  
(兄弟が死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります)